

# 単価契約仕様書

京都市住宅供給公社総務課

(担当 上田、磯林)

件 名	(単価契約) 京都市住宅供給公社本社ビル一般廃棄物収集運搬業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
予定数量	一般廃棄物収集運搬業務（厨芥類、紙くず、木くず、吸い殻、ほこり） <u>約1,600kg</u> ※あくまで予定量であり変動することがある。
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。</p> <p>(2) 本業務の受託人は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守の上、施行すること。</p> <p>2 業務の内容</p> <p>本社から排出される一般廃棄物（厨芥類、紙くず、木くず、吸い殻、ほこり）の収集運搬を、次の基準により実施すること。</p> <p>(1) 受託者の条件</p> <p>一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた者でなければならない。</p> <p>(2) 作業日</p> <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの毎日（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日の間は除く）とする。</p> <p>(3) 作業時間</p> <p>午後4時30分から翌午前9時30分までの間に実施することとする。</p> <p>(4) 作業内容等</p> <p>ア 本社入口前に集積された一般廃棄物（厨芥類、紙くず、木くず、吸い殻）について、全て収集する。</p> <p>イ 収集した廃棄物等はその性質により、適正に処分することができる処分場に搬入すること。</p> <p>ウ 収集後、当該集積場所及びその付近にごみ等の散乱がないよう、必要に応じ掃き掃除を行う等、清潔の保持及び整理整頓に努めること。</p> <p>3 作業等</p> <p>(1) 本業務に使用する運搬車両は原則2トン車とする。また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう必要な措置を講じること。</p>

- (2) 本業務の受託人は、作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意を持って作業するように指導すること。

#### 4 報告等

本業務の受託人は、収集運搬実績報告書（様式1）及び収集運搬日、数量を1箇月分を記した内訳書（様式2）を翌月14日までに総務課に提出すること。

#### 5 委託料の支払い

##### (1) 請求の方法

委託料については、1箇月ごとに収集運搬実績を取りまとめのうえ、収集運搬実績に1kgあたりの単価を乗じて算出し、1箇月の実績を取りまとめたうえで請求すること。

##### (2) 請求先

請求先は、公社経営企画室総務課とし、当月分を翌月14日までに請求書とともに、見積書、収集運搬実績報告書（様式1）及び内訳書（様式2）を担当者宛に提出すること。

また、あて先は「京都市住宅供給公社理事長」とすること。

#### 6 支払について

委託料の支払いについては、各月の業務完了確認後、適正な請求書を受領した日から30日以内に銀行振込により支払うものとする。

#### 7 その他

- (1) 本業務の受託人は、その実施に関し京都市住宅供給公社総務課担当者と密接に連絡を取り合うこと。
- (2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は別途協議する。
- (3) 委託者は処分場への搬入の際、立会いによる履行の確認を求めができるものとする。受託人はこれを拒むことができない。
- (4) 落札者は、本委託契約書を交わす際、受託者として「一般廃棄物収集・運搬許可証」を添付すること。また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載、あるいは記載したもの添付すること。

以上

## 収集運搬実績報告書

年　月　日

(あて先) 京都市住宅供給公社理事長 様  
(担当 経営企画室総務課)

住　所  
商号又は名称  
代表者名　　　　　印

年　月分の業務実績について、次のとおり報告します。

一般廃棄物（厨芥類、紙くず、木くず、吸い殻、ほこり）

収集量 (kg)

- (留意事項) 1 翌月の14日までに報告願います。  
2 実績がない場合も、0kgで報告してください。

## 内訳書

収集運搬実績報告書( 年 月分) の内訳について、下記のとおり報告します。

日付・曜日	一般廃棄物のゴミ重量(kg)
1 ( )	
2 ( )	
3 ( )	
4 ( )	
5 ( )	
6 ( )	
7 ( )	
8 ( )	
9 ( )	
10 ( )	
11 ( )	
12 ( )	
13 ( )	
14 ( )	
15 ( )	
16 ( )	
17 ( )	
18 ( )	
19 ( )	
20 ( )	
21 ( )	
22 ( )	
23 ( )	
24 ( )	
25 ( )	
26 ( )	
27 ( )	
28 ( )	
29 ( )	
30 ( )	
31 ( )	
合計	